

西尾市介護職員初任者研修受講料補助金交付要綱

(通則)

第1条 西尾市介護職員初任者研修受講料補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市内に住所を有する介護職未経験又は復職を目指す介護職非従事者に対し介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）の受講料を補助することにより、介護サービス等（介護保険法（平成9年度法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援又は介護予防・日常生活支援総合事業（法第115の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。）への新たな人材の参入の促進を図り、もって介護人材の確保に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する介護職非従事者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新たに、市内の介護サービス等を提供する事業所（以下「介護サービス等事業所」という。）に勤務する意思のある者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、初任者研修（愛知県内で実施されるものであって、修了の日が補助金の交付を申請する年度に属するものに限る。）に係る受講料とする。

- 2 受講料について、国、県その他の機関から補助金等の交付を受けている場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、初任者研修に係る受講料に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の額が5万円を超える場合にあっては、5万円とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとする場合は、初任者研修を修了した日から起算して30日を経過した日又は完了した日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、西尾市介護職員初任者研修受講料補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に当該申請書に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、西尾市介護職員初任者研修受講料補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知しなければならない。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助対象者に対し、補助目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象者が初任者研修を受講し、修了すること。また、その修了を書面により報告すること。
- (2) 補助対象者が当該初任者研修受講料の全部を負担すること。
- (3) この要綱に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の交付)

第9条 補助対象者は、第7条第2項の規定による交付決定の通知があったときは、速やかに西尾市介護職員初任者研修受講料補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱若しくは規則の規定又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 研修受講の事実が認められなかったとき。
- (4) その他補助金の運用を不適切と認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後5年を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

西尾市介護職員初任者研修受講料補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）西尾市長

申請者（補助対象者）

住 所

氏 名

電話番号

西尾市介護職員初任者研修受講料補助金について、西尾市介護職員初任者研修受講料補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に該当するため、要綱第6条の規定により次のとおり申請します。

なお、この補助金の交付にあたり、市が私の住民基本台帳及び市税の納付状況を確認することに同意します。

1 交付申請額

金 円

2 研修の概要（実績）

受講期間 年 月 から 年 月 日 まで

受講料 金 円

3 添付書類

- (1) 研修を修了したことが分かる書類
- (2) 研修受講料の支払を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

西尾市介護職員初任者研修受講料補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

西尾市長



年 月 日付けで交付申請のあった 年度西尾市介護職員初任者研修受講料補助金については、西尾市介護職員初任者研修受講料補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定します。

記

交付決定額	金 円
事業等の名称	介護職員初任者研修受講料補助事業
交付条件	(1) 補助対象者が介護職員初任者研修を受講し、修了すること。また、その修了を書面により報告すること。 (2) 補助対象者が上記研修の受講料の全部を負担すること。 (3) この要綱による補助金の対象経費とされた経費を他の補助金等の対象経費として計上しないこと。

備考

補助金の交付を受けようとするときは、西尾市介護職員初任者研修受講料補助金交付請求書を提出すること。

様式第3号（第9条関係）

西尾市介護職員初任者研修受講料補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）西尾市長

報告者（補助対象者）

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました西尾市介護職員初任者研修受講料補助金について、西尾市介護職員初任者研修受講料補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

1 補助金請求額 金 円

2 振込口座

金融機関名		店 名	
種 目		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※口座名義人は、報告者（補助対象者）本人に限ります。